

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月17日
独立行政法人中小企業基盤整備機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表するとともに、主務大臣を通じて環境大臣に通知する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するべく検討を開始するとともに、平成20年度からの本格的な実施に対応すべく準備検討を行った。また、環境省主催の環境配慮契約法基本方針説明会に参加した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務について当法人における適用の可能性について検証した結果、電気の調達及び省エネルギー改修事業（ESCO）事業に関しては、当法人が賃借している民間ビルについては賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結し、ESCO事業を実施することは基本的に困難であることを確認した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するため、グリーン環境物品等の調達の推進体制と連携させることを検討した。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、該当する工事が必要となった場合に環境配慮型プロポーザル方式の適用を検討することとした。